

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

LANも中小企業投資促進税制の対象に

Q：LAN設備は、中小企業投資促進税制の対象になるのでしょうか。

A：対象になります。

【解説】

平成10年6月からスタートしている中小企業投資促進税制は、中小企業者等が取得する一定の機械装置、器具備品等について、7%の税額控除又は30%の特別償却を認めるというものです。

対象となる器具備品には電子計算機が含まれていますので、パソコンについても金額基準を満たせば適用対象になります。

ところで、LANにはこの制度の対象となるパソコンが含まれていますが、LANの機能はパソコン単独ではなく、様々な構成機器と一体となってはじめて発揮されるものです。償却についても、設備全体を一括して6年で償却するとの見解が当局より明らかにされています。

そもそも、この6年の耐用年数は、電子計算機の耐用年数で、LANは構内に引き延ばされた電子計算機と考えられたわけです。

したがって、電子計算機ですから、中小企業投資促進税制の適用を受けることができることとなります。

ただ、11年度の改正では、取得価額100万円未満のパソコン等について、取得事業年度での一括償却を認めるという情報通信機器の即時償却制度の導入が考えられていますので、どの制度を利用するのが最も有利になるのか試算する必要があるでしょう。

